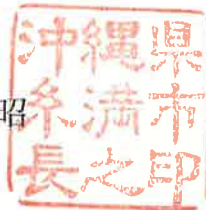




糸保第 83 号
令和 2 年 5 月 14 日

保護者の皆様へ

糸満市長 上原 昭



新型コロナウイルス感染拡大防止における登園自粛要請の終了について（通知）

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の影響から令和 2 年 4 月 16 日付糸保第 40 号「新型コロナウイルス感染拡大防止における登園自粛のご協力について」文書にて保育施設への登園自粛のご協力をお願いしていましたが、感染者の状況や学校の再開なども踏まえ、令和 2 年 5 月 20 日をもって登園自粛要請を終了し 21 日から通常の登園とする予定です。（情勢の変化によっては登園自粛を延長することもあります。）

なお、認可保育施設における登園自粛による日割りでの保育料減免は令和 2 年 3 月 2 日～5 月 20 日の期間について行います。減免分の還付時期など詳細は追ってお知らせいたします。

○育児休業の復帰や採用の時期が遅れた場合の取扱いについて

新型コロナウイルスの影響により、会社から採用時期の延長を求められた場合や、育児休業の延長が認められ復帰が遅れた場合も、下記の期間在園継続を認めることとします。その際は復帰後速やかに就労証明（本市のホームページに様式あり）を提出してください。

在園継続を認める期間：令和 2 年 4 月～6 月末まで

○保育の必要性が「求職活動」である方の就労開始期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ期限を以下の通り延長します。特別な手続きは不要です。

延長期限：令和 2 年 9 月 1 日

お問い合わせ先
糸満市役所 保育こども園課
保育こども園係
TEL：098-840-8131